

平成 20 年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

< 本年の給与等の勧告のポイント >

民間給与との較差は、1,717円(0.41%)
その較差を解消するため、扶養手当(配偶者以外に係る扶養手当の月額、子に係る加算額)の引上げを勧告(少子高齢化対策の観点から、子どもや父母等の高齢者に配慮)
勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定すること等を勧告

1 本市職員と民間従業員との給与較差

民間事業所の従業員の給与	本市職員の給与	較 差
419,451 円	417,734 円	1,717 円(0.41%)

*本市においては行政職、民間においてはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士の4月分の給与額を比較し、その較差を総合して算出(算出に当たっては、本市、民間とも本年度の新規学卒者は含まない。平均年齢43.7歳)

*調査対象事業所は、企業規模、事業所規模ともに50人以上の市内民間事業所438事業所であり、無作為抽出された150事業所について訪問調査

*本市職員の給与については、本年4月から、地域手当の支給割合を4%から3%に引下げ

2 勧告の内容

(1) 扶養手当の改定(平成20年4月1日実施)

本市の喫緊の課題である少子高齢化対策に対する精力的な取組を考慮し、扶養手当を改定

ア 子・父母等の手当額の引上げ(1人につき) 6,400円 7,500円

(配偶者が扶養でない場合の1人目 7,000円 8,000円)

(配偶者がいない場合の1人目 11,000円 12,000円)

イ 子に係る加算額の引上げ 2,000円 3,000円

(2) 勤務時間の改定等(平成21年4月1日実施)

ア 勤務時間につき、1日当たり8時間を7時間45分、1週間当たり40時間を38時間45分に改定

イ 休憩時間(現行30分)の廃止

3 報告の内容

(1) 期末・勤勉手当(ボーナス)について

民間の支給割合は4.49月(前年比0.03月減)であり、支給月数(4.50月)の据置が適当

(2) その他

ア これからの人事・給与制度について

・職員の能力・実績をよりの確に反映した人事・給与制度の構築に向け、引き続き検討を進めていくことが必要

・号給構成の見直し及び管理職手当の定額化について、早急に措置を講じることを要請

- ・給料と手当の配分比率や手当制度の在り方については、今後の国における手当制度の扱いや他都市の動向を見ながら、検討を行っていくことが必要
 - ・若手・中堅医師の人材確保のため、国及び他都市の制度との均衡を考慮しつつ、その処遇改善について検討を行うことが必要
- イ 女性職員の登用拡大について
- ・管理職に占める女性職員の比率等が未だ低い状況にあり、今後、より質の高い行政運営を推進していくためには、女性職員の一層の登用が不可欠
 - ・政策決定の場における女性職員の活躍が一層推進されるよう、女性職員の登用拡大に向けた取組を着実に実施していくことが必要
- ウ 職員の勤務時間について
- ・勤務時間の短縮に当たっては、これまでの行政サービスを維持するとともに、行政コストの増加を招かないことを基本とすべきであり、そのため、組織全体として最大限の能率を発揮するような取組を推進することが肝要
 - ・24 時間体制等複数の職員が交替して勤務する職場においては、業務運営に支障を来すことなく勤務時間の短縮を行うよう措置すべき
- エ 職員の健康保持について
- ・時間外勤務については、全庁的な業務の実施方法の見直し、職場内の応援体制の強化、週休日の振替の徹底等により時間外勤務の縮減に努めるとともに、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに、引き続き取り組むことが必要
 - ・職員の心の健康については、「北九州市職員の心の健康づくりのための計画」に基づいた取組を強化するとともに、管理監督者は、公務に起因して心が不健康な状態になることのないように留意すべき
- オ 職業生活と家庭生活の両立について
- ・「女性活躍推進アクションプラン」に基づき、職業生活と家庭生活の両立支援の取組を一層強力に推進することを期待
- カ 綱紀粛正及び服務規律の確保について
- ・一部職員の不祥事により、本市行政への信頼が大きく損なわれていることは、憂慮すべき事態
 - ・職員一人一人が、市民の厳しい批判にさらされていることを真摯に受け止め、服務規律を遵守するとともに、高い使命感と倫理観を持ち、一層職務に精励されることを要望
 - ・管理監督者においては、危機感を持ち、職場における定例的な会議・研修等を通じ、服務規律を遵守する職場風土の醸成に努めることが肝要

【 参 考 】

< 平均給与月額の前年比較（行政職給料表適用職員） >

(注) 新規学卒者を含む

平成 20 年 4 月 (43.5 歳)	平成 19 年 4 月 (42.9 歳)	対前年増減比
416,119 円	415,565 円	0.1 %

< 人事院勧告の内容 >

1 民間給与との較差（月例給）	136 円（0.04%）
2 主な内容	
(1) 俸給表の改定見送り	
(2) 期末・勤勉手当は民間とおおむね均衡、改定なし（4.50 月）	
(3) 医師について、初任給調整手当の引上げを勧告（年間給与で平均約 11%の引上げ）	
(4) 本府省業務調整手当の新設を勧告	
(5) 職員の勤務時間を 1 日 7 時間 45 分、1 週間 38 時間 45 分に改定することを勧告	
（(3)～(5)平成 21 年 4 月から実施）	